

1 暴風警報等の発表・大地震が発生した場合等(非常時)の対応について

1. 「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

(1) 登校前に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されている場合

- ◆午前 6 時 30 分までに警報が解除された場合は、平常どおり登校し、給食を実施します。
- ◆午前 11 時 00 分までに警報が解除された場合は、2 時間後、当日の授業を実施します。給食も実施します。(給食の献立は、平常と異なる場合があります。)

※このときの通学団集合時刻は、解除2時間後の時刻の 15 分前を目安とします。

例：警報が 10 : 00 に解除された場合

11 : 45 頃 集合

12 : 00 頃 登校

2 時間後の時刻から多少遅れても構いません（特に学校から遠い通学団）。

全通学団の登校を確認してから授業を始めます。

※警報が解除された場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険と保護者が判断するときは登校させないで、保護者はその旨学校へ連絡してください。

- ◆午前 11 時 00 分までに警報が解除されない場合は、当日の授業を行いません。

(2) 登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

- ◆保護者への引き渡しによって下校します。

※状況によっては児童生徒の安全を校内において確保します。給食の実施については、教育委員会と協議の上、決定します。(給食の献立は、平常と異なる場合があります。)引き渡し時刻は、学校メルマガ等で連絡します。

2. 「大府市」に大雨警報・洪水警報が発表された場合

(1) 登校前に、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・登校前、気象状況等によっては、教育委員会との協議の上、休校することもあります。
- ・通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断で自宅待機させて、その旨学校へ連絡してください。

(2) 登校後（在校中）に、大雨警報・洪水警報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・気象状況や通学路の状態から判断し、授業等を中止して速やかに下校させることもあります。
- ・下校は原則平常通りですが、下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合があります。

3. 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合

◆原則平常通りの授業を実施

- ・南海トラフ地震に関連する情報を注視し、対応については、教育委員会・校長会長との協議の上、決定します。

4. 東海地震注意情報が発表された場合（東海地震を想定した「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」が、現時点では廃止されていないため、この項目を残しています。

（1）児童生徒が在校の場合

- ◆保護者への引き渡しによって下校します。

（2）児童生徒が在宅中の場合

- ◆自宅待機とします。給食については、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合に準じます。

〈学校再開の条件〉

- ◆東海地震安全情報（警戒宣言に至らず）が発表された場合

- ◆警戒宣言が解除された場合

上記の場合、次の基準に従って登校する。

- ア. 午前6時30分までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、**平常通り授業を行います。給食を実施します。**

- イ. 午前11時00分までに安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、**2時間後、当日の授業を実施します。**

- ・給食が実施できない場合は、学校メルマガにより教育委員会から発信します。学校メルマガに加入していない保護者には、学校から連絡をします。

- ウ. 午前11時00分を過ぎてから安心情報発表または、警戒宣言解除された場合は、**当日の授業を行いません。**

5. 震度5弱以上の大地震が発生した場合

（1）児童生徒が在校中の場合

- ◆保護者の方で、学校まで引き取りにきてください。中学生は引き取り者にはなれません。保護者の方が引き取りに来るまで学校で保護します。

（2）児童生徒が在宅中の場合

- ◆自宅待機とします。メールや電話での連絡ができない状況になることもあります。

（3）児童生徒が登下校中の場合

- ◆集合場所で発生とき→速やかに帰宅する。

- ◆集合場所と学校までの途中で発生したとき→安全に留意して速やかに登校し、保護者の引き取りを待つ。

- ◆下校中に発生した時→原則として速やかに帰宅。事態によっては学校に戻り、保護者の引き取りを待つ。

6. 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が発信された場合

防災無線等サイレン音とともにメッセージが流れるので、メッセージが流れた場合、落ちて直ちに次の行動をとるようにする。

（１）登校前

- ア 安全が確保されるまで、登校を見合わせる。
- イ 着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Ｊアラート第二報」にて確認後、登校する。

（２）登校中

- ア 屋外にすることが考えられるが、近くの建物の中に移動する。
- イ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ウ 着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Ｊアラート第二報」にて確認後、登校する。
- エ 児童生徒の登校後に、児童生徒の状況を把握し、保護者向けに学校ごとにメルマガを流す。

（３）登校後

- ア 学校の指示に従って、建物の中に入り、できるだけ窓から離れ、机の下などに隠れ、身を低くする。
- イ 着弾せず通り過ぎた場合、通過や海への落下を「Ｊアラート第二報」にて確認後、子どもたちの状況について、学校ごとにメルマガを流す。

7. 学校メルマガの発信について

（１）登校前

- ◆原則、学校メルマガは発信しません。事前に配布した文書で確認をしてください。
- ◆午前 6 時 30 分から午前 11 時 00 分までの間の警報解除について
 - ・市教委から警報解除の発信をします。学校メルマガに加入していない保護者には、学校から連絡します。

（２）登校後

- ◆引き渡しについては学校から学校メルマガを発信します。
- ◆給食を実施しない場合は市教委から発信します。
 - *学校メルマガに加入していない保護者には、学校から連絡します。

8. 放課後クラブについて

- ◆暴風警報・暴風雪警報が発表された場合・震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、放課後クラブは閉館します。ただし、下校後で放課後クラブに受け入れられた児童については、放課後クラブで引き渡しをします。

2 在校中の児童の引き渡しについて

※引き渡し表(家庭調査票の裏)にのせてある方が迎えに来てください。出迎えの方の追加変更のある場合は、年度初めの家庭調査票確認のときに変更をしてください。その後に変更があった場合は、連絡帳などで速やかに担任までご連絡ください。

「大府市」に下記の気象情報の「警報」が一つでも発表された場合

特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された場合

⇒教室で引き渡し

それぞれのお子様の学級の教室へ迎え
に来てください。

震度 5 弱以上の大地震が発生した場合

⇒運動場で引き渡し

下記の要領で行います。

① 校内の児童の避難 →運動場へ学級毎に整列集合

人員確認が整い次第、直ちに児童の引き渡しをします。

② 引き渡しの方法

